

道路交通法の一部改正により 妨害運転(おあり運転)が 罰則化されます！！

犯罪です！

◆妨害運転(あおり運転)に対する罰則が新設されました
(2020年6月30日施行)！！

他車の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる行為をあおり運転といい、この度の改正により罰則化されました。具体的改正内容は下記をご覧ください。

<自動車編>

【違反とされる禁止行為】



あおり運転をした場合の罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点

免許取消し (欠格期間 2年)

あおり運転のせいで危険が生じた場合の罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点

免許取消し (欠格期間 3年)



<自転車編>

【違反とされる禁止行為】

あおり運転行為	
①逆走して進路を塞ぐ	⑤ベルをしつこく鳴らす
②幅寄せなど	⑥車間距離不保持
③進路変更をする	⑦追い越し違反
④不必要な急ブレーキ	

あおり運転をした場合の罰則

3年以内に2回違反した14歳以上に安全講習を義務化。
従わない場合は、5万円以下の罰金。

※安全講習:講習時間3時間、講習手数料6,000円

出典元:警察庁